

地方税法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 地方税法施行令に関する事項

一 道府県民税及び市町村民税

新たな公益信託制度の創設に伴い、公益法人等に係る道府県民税及び市町村民税の住所の特例について、所要の措置を講ずること。（附則第三条の二の三関係）

二 事業税

1 払込資本の額について、資本金の額又は出資金の額と一定の金額との合計額とすること。（第十条の二関係）

2 特定法人となる相互会社に準ずるものを外国相互会社とすること。（第十条の三関係）

3 特定法人との間に当該特定法人による完全支配関係がある法人等の払込資本の額の算定において一定の配当等により減少した払込資本の額を加算する措置について、細目を定めること。（第十条の四

、第十条の五関係）

4 地方税法附則第八条の三の四第一項の対象法人等を一定期間に限り同法第七十二条の二第一項第一

号口に掲げる法人とする特例措置の適用を受ける法人について、申告書に同法附則第八条の三の四第一項の対象法人等に該当するものであることを証する書類を添付しなければならないこととする。

(附則第六条関係)

三 地方消費税

新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託の受託者の義務の承継に関する規定を適用するための必要な読替えを定めること。(第三十五条の七の三関係)

第二 その他

1 その他所要の規定の整備を行うこと。

2 前記第一の三の改正は公益信託に関する法律の施行の日から、第一の一の改正は公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の一月一日から、その他の改正は令和八年四月一日から施行すること。